

横井小楠の「沼山閑居雜詩」について

野口宗親

はじめに

前稿で「横井小楠の『感懷』詩について」を発表した。^{〔1〕} 「感懷」詩は天保十一年（一八四〇）春（小楠三十一歳）の江戸遊學から酒失帰國後の朱子学への傾倒・実學派の興起を詠んだものである。横井小楠の生涯における第一の転機と言える。

その後、小楠は嘉永四年（一八五二）の上国遊歴、嘉永六年（一八五三）のペリーの浦賀来航とそれに対処した徳川斉昭への不信、安政二年（一八五五）沼山津へ転居した年における魏源『海国圖志』の精読などを通して、攘夷論から開國論へ転換した。^{〔2〕} これが小楠の第二の転機である。「沼山閑居雜詩」は安政四年（一八五七）春（小楠四十九歳）、この激動の第二の転機に際し、彼の政治的・思想的立場を表明した代表的な詩である。^{〔3〕}

「感懷」詩と「沼山閑居雜詩」の関係について、當時小楠に師事していた元田永孚は「沼山閑居雜詩」の末尾に総批を書いて次のように述べる。^{〔4〕}

沼山（注：小楠の号）子嘗て感懷の詩十篇を著し、其れ王霸の辨を論じ、學術の源を言い、警發して余すこと無し。今又此の篇を觀るに、其の識見の正大、経綸の宏達、^{〔5〕} 奈に前篇の比のみならず、實に是れ古今を陶冶し、天地を經緯するの文にして、天下治安の道蓋ぞ十首中に出づる能わんばあらず。方今天下の賢豪少なしと為さず、而れども此の識眼有り、此の文字有る者、果して幾人か有る。是れ予の沼山子に於ける既に之を敬し、又此の篇に於て一誦三嘆して手の舍く能わざる所以なり、噫。（原漢文）

「感懷十首」では「王道・霸道の違いを論じ、學術の源」について詠んだが、「沼山閑居雜詩」では「古今を陶冶し、天地を經緯し、天下治安の道」を詠んだと言っている。すなわち朱子学などの「學術」（理論）から「天下

治安の道」（実践）への展開である。

第一の転期。すなわち諸外国の進出と圧力、右往左往する幕府大名、疲弊する民、このような幕末の混迷激動期にどう対処すべきか。小楠がとつた方法は、これまで観念的・理想的であった古の「書經」の世界、特に「堯舜三代」の治教を本氣で具体的なものとして考え、今の日本や西洋の政治社会にあてはめてみる。即ち対比から風刺・批判・提言へというやり方であった。いわゆる元田の言う「古今の陶冶」である。これを小楠は現実の諸問題の解決のよりどころ・行動規範（「天下治安の道」）として用い、彼独自の政治理念へと展開させていった。

「沼山閑居雜詩」はこういった小楠の手法が象徴的・体系的に示された詩であり、当時の小楠の思想体系を知るために、他の著作や書簡とともに、いやそれ以上に貴重な資料である。「沼山閑居雜詩」は小楠の詩の中でも多くの研究者が必ず触れるものであるが、ほとんどが一部の詩に限られ、これまで全体として取り上げられることは少なかつた。^{〔6〕}

そこで今回は「沼山閑居雜詩」全十首を取り上げ、その構造を分析することにより、小楠が古の「堯舜三代」の治教のどういうところをモデルとして、今の西洋の政治社会のどこにその近似性を見出し、今の日本の政治社会のどういうところを風刺・批判し、具体的施策を提言していくこうとしたのか、第二の転機時期の小楠の考え方や心情に迫っていきたい。また、小楠は「小楠堂詩草」では十首を七首に削っている。なぜ三首が削られたのか。このことについても考察してみたい。

一 初期小楠による「三代」

従来、小楠の著作で「三代」が初出するのは嘉永五年（一八五二）、小楠が福井藩に提示した「学校問答書」に見える「三代の際道行候時」であるとされてきた。しかし、元田永孚の「還暦之記」をみると、実學派の始まり（実學ノ権輿。天保十四年〔一八四三〕頃）として次のような記述がある。^{〔7〕}

其講学スル所ハ：、治国安民ノ道・利用厚生ノ本ヲ敦クシテ、決シテ智術功名ノ外ニ馳セス、眼ヲ第一等ニ注ケ、聖人以下ニハ一步モ降ラス、日用常行孝弟忠信ヨリ力行シテ、直ニ三才ノ治道ヲ行フヘシ、是乃堯舜

ノ道・孔子ノ学真正大公明真ノ実学ニシテ世ノ人之ヲ知ル者鮮シ、…慶長以後儒者輩出スト雖トモ、修己治人・道徳經綸真ニ道ヲ学ヒ得タルハ

熊沢先生ニシテ、其後ハ吾藩ノ先輩大塚退野・平野深淵二先生ノミ、其他寥々聞クコト無クシテ、今日吾儕五人斯学ヲ覺得スルハ獨一身ノ幸ノミナラスシテ、一藩ノ幸亦天下ノ幸ナリ（句讀・傍線は筆者）

（注）五人—長岡堅物・横井小楠・下津休也・荻昌國・元田永平。

〔還暦之記〕を見ると、すでに天保・弘化の頃の実学派の興起時代、彼らの中に「三代の治道」「堯舜の道」を行うのが「眞の実学」だという共通認識があつたことがわかる。また「修己治人・道徳經綸真に道を学び得た」のは熊沢蕃山と熊本藩の大塚退野・平野深淵のみだと称賛している。三名とも小楠が私淑した人物であり、堯舜三代の治教を理想とする。

してみると当時の小楠の著作に「三代」の語が見られないというのは奇異である。本当に全く見られないのであろうか。いろいろ調べてみると、漢文作品を中心に嘉永五年以前の著作に何箇所か「三代」の語が見られた。

（1）天保十三年（一八四二）頃—「當今列藩の中、聖人の道を厚く信じ、忠孝礼節を以て、國本を立てられたるは、米沢の鷹山公なり。：彼を見、是を考へ押して夏殷周三代の世の質忠文を尚ひ各々一代の向ふ処の道を立られ…」〔時務策〕（御家中の風俗を正す事）¹⁰

（2）天保十四年（一八四三）—「見聞私記とは長門崇文公の言行録なり。：先君は唯だ天資の美あるのみならず、学を好み、賢に親しみ、至誠にして民を愛す。：公は蓋し大賢の資を以て、篤く聖人の道を信じ、民を治めるには必ず身を修めるを本とし、身を修めるには必ず閨門より始む。閨門・麟趾の徳に法り、周官の法度を行わんと欲す。其の立志の大、識見の明は直ちに三代を期して、秦・漢より以下は屑しとせざる所なり。：聖人の道を信じ、躬行の徳に本づき、以て其の民を治めし者は唯米沢の鷹山公有るのみ（原漢文）」〔題見聞私記後〕（天保癸卯冬十一月の後書がある）（六九四）

（3）弘化二年（一八四五）七月一日—「皇朝にては三代之治道は独此公

（注：上杉鷹山）のみと存じ奉り候」〔立花壹岐宛書簡〕（六〇三）

（4）嘉永二年（一八四九）以前—「治教は三代を期し、漢唐の林に列せず（原漢文）」「感懷十首」（福井県立図書館の松平文庫所蔵の「機密録」

（副題「熊藩横氏著書密簡」）に所収の漢詩「感懷」）の第三首目。弘化二年（一八四五）四月の序がある¹¹

（5）嘉永二年以前—「司馬德操云く。儒生・俗士は何ぞ時務を知らんや、時務を知るは俊傑に在りと。：是を以て賢人君子の伝を求めてこれを読むに、三代より下は諸葛武侯より盛んなるは無し。而して德操の謂う所の俊傑の者は其の人なり（原漢文）」「讀諸葛武侯傳」（六八七）

これを見ると、「三代」は江戸から帰国直後、天保十三年（一八四二）頃の「時務策」から断続的に小楠の著作に出現していることがわかる。ほどんど特定の人物とかかわって用いられている。上杉鷹山・長門崇文公（毛利齐広）・諸葛武侯（孔明）・芳烈公（池田光政）の四人である。とりわけ上杉鷹山は三文献に登場する。この頃の小楠にとって、上杉鷹山は聖人の道を厚く信じ、徳により民を治め、「三代の治道」を実践した理想的君主であった。

また長門崇文公は篤く聖人の道を信じ、身を修め民を愛し（修己治人）、直に「三代の治を期した」君主であった。諸葛武侯は「時務（そのときに行しなければいけない政治）」を知る「三代」以降で最もすぐれた俊傑であった。「三代以上の御方」の芳烈公は小楠が信奉した実学を唱えた熊沢蕃山が仕えた君主である。

以上四人の人物をまとめてみると、①篤く聖人の道を信じていること②身を修め立志のあること③民を愛し実践的な政治をすること（②③は「修己治人」ということであろう。これがこの頃、第一の転機時代の小楠の「三代の治道」の認識であり、元田の「還暦之記」の記述と符合する。当時実学派の共通認識だったと思われる。

これは一見すると、一般の尚古的儒者の考え方と変わらないようである。だが小楠の場合、特に実践（時務）を重視し、しかも「三代」は単なるスローイングではなく、「感懷（十首）」で福井藩に対し宣言したように、「治教は三代を期す」と本気で「民を愛し」「民を富ませる」三代の政治を現在の社会に実現しようとしたことが大きく異なる。これが幕末の政治家・思想家中で横井小楠が異彩を放っている理由であり、またこの「三代の治道」

への強い志向がその後に実際の政治行動に迫られた時のゆるぎない指針・確信となつていった。これが第二の転機である。⁽¹⁵⁾

例えば嘉永五年（一八五二）における福井藩の藩校設置にともなう提言【学校問答書】⁽¹⁶⁾に「其故に三代の際道行候時は君よりは臣を戒め、臣よりは君を儆め」と三代の君臣関係（朋友講学の情誼）をモデルにし、そして安政二年（一八五五）【海國圖志】と出会ったときにも、すぐさま西洋の政治理念・社会と三代の治教を対比することができ、小楠を他に先駆けて攘夷から開国へ向かわせる要因となつた。

この頃の小楠は【書經】（三代の治教）を熟読し、西洋及び現実の日本の政治・社会にあてはめてみることによって、彼独自の政治理念へ発展させようと模索していた。そういう当時の彼の政治理念を象徴的に詠み込んだのが「沼山閑居雜詩」である。

二 「沼山閑居雜詩」の成立とテキスト

1. 「沼山閑居雜詩」の成立時期

「沼山閑居雜詩」の成立時期については諸説あるが、安政四年（一八五七）春とするのがよい。それは（1）【小楠堂詩草】の「沼山閑居雜詩」小引の塗改前の原文に「沼山閑居既三歳」とある。沼山津転居が安政二年（一八五五）五月なのであしかけ三年。また小引に「今春適微恙を得、門を出でざること累日」とあるので春。（2）安政四年五月に松平春嶽の内命を受けて越前から小楠を訪れた村田氏寿（福井藩士）に書き与えた詩（【君臣尊卑殊】〔徳富蘇峰監修「小楠先生遺墨集」、昭和十四年所収〕）の後書に「閑居雜詩十首之一録以送村田君帰郷 横存拝」とある。（3）【小楠堂詩草】の配列順。「安政五年三月の作であることが明らかな詩との間に秋の句がはさまつているので、足掛け三年とみて安政四年」（松浦玲氏「横井小楠（増補版）」、二〇〇〇年、朝日新聞社、二八九頁）の三つの理由による。（3）について、さらに「沼山閑居雜詩」前後の小楠と元田永孚との応酬の詩の制作年について調査してみて次のことが分かつた。

① 「沼山閑居雜詩」の直前の詩「和道家・元田二子酬和之韻」について

元田永孚関係文書（国立国会図書館憲政資料室蔵）の「丙辰（注・安政

2. 「沼山閑居雜詩」のテキスト

山崎正董氏は次のように言う。⁽¹⁷⁾

此の「雜詩」は横井時靖の藏している【小楠堂詩文集】なる写本にも載せてあるが、それには「沼山閑居雜詩」と題して、十首が其のまま収録され、元田東野が其の各首の頭と全詩の末尾とに批評を加えているから、もとは小引にある通り十首であった。然るに【小楠堂詩草】に小楠自ら採録しているのは其の中の九首で、又其の九首中の二首は「刪」として除き、従つて題も「沼山閑居雜詩 節七」と為している。

すなわち、「沼山閑居雜詩」のテキストには十首と七首（収録は九首）の二種類がある。

（1）もとの十首のテキスト

① 山崎正董「横井小楠」伝記篇（昭和十三年、明治書院）に見える横井時靖藏【小楠堂詩文集】所収「沼山閑居雜詩」。七首の訳、残り三首の原文、元田永孚評を収録。【小楠堂詩文集】は不明。

② 横井家文書「畏齋先生詩集」—「沼山閑居雜詩」と題す。各首の鼈頭と全詩の末尾に元田永孚の評がある。①と若干文字が異なる。

（2）【小楠堂詩草】（昭和四年、民友社より複製出版）収録の「沼山閑居雜詩節七」。題の上に重要な詩を示す○がつけられている。

原文は九首収録。塗改がある。塗改文は「沼山閑居雜詩節七」と七首に

三年）集」の中に「安政二年丙辰八月元田遜具草と前書きして「和道家静脩有感之作一首」がある（安政二年冬十月六日荻昌国謹誌と後書き）。

これに和韻した本詩に「至日（冬至）」とあるので安政三年冬の作。

② 直後の二つの詩「送櫻井純藏帰郷」・「和田茶陽韻五首」について「送櫻井純藏帰郷」については桜井純藏が小楠の元を辞して信州に帰郷したのが安政四年春（吉田松陰書簡による）。また「和田茶陽韻五首」は横井家文書「畏齋先生詩集」では「読元子（敏）餘暇漫吟。和卷尾五篇。以見区々瞻仰之意、伏（乞）采覽」と題す。「餘暇漫吟」は安政四年秋に作られた元田永孚の詩集なので安政四年秋の作。

したがつて、安政三年冬と安政四年春・秋の作品にはさまれた「沼山閑居雜詩」は安政四年春の作とみてよい。

削る（第7・9首の上欄に「刪」）。塗改文による横井時雄『小楠遺稿』（明治二十二年、民友社）・『遺稿篇』は「沼山閑居雜詩十首 節七」と「十首」を補う。

「沼山閑居雜詩」のテキスト比較

次にこれらのテキスト間における詩の配列と出入りを対比してみる。

伝記篇・畏斎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小楠堂詩草原文	1	4	2	3	8	5	7	6	×	9
小楠堂詩草塗改	1	4	2	3	7	5	刪	6	×	刪

三 「沼山閑居雜詩」十首の構成について

小楠は「沼山閑居雜詩」の小引に次のように言う。

予居を沼山に移してより、客は日々以て疎にして、事は日々以て略なり。読書治園の外、山に遊び水に泛び、真に適況爲り。今春適微恙を得、門を出でざること累日。古今の事に感有り、輒ち五言古十首を作る。要するに皆平生の意を写して練琢を為すに及ばず、疎歎ある所以なり。題して沼山閑居雜詩と曰う。（原漢文）

すなわち「古今の事」について平生の感慨を五言古詩十首にしたと述べる。

また十首の配列について元田の評も「前半六首専ら古を論じ、後半四首専ら今を論ず、故に其の言説愈々切なり（原漢文）（第六首目鼈頭の評）と述べる。二人が言うように「沼山閑居雜詩」は「古今の事」について詠んだものであるが、まず試みに元田の分類（前六首が古、後四首が今）にそつて十首の内容を分けてみよう。（①）は『小楠堂詩草』の塗改文（節七）の順）

- (1) ①堯舜の禅譲
 - (2) ④堯舜の君臣関係
 - (3) ②堯舜の政治
 - (4) ③堯舜の経済（交易・富國）
 - (5) ⑦舜の天下巡行
 - (6) ⑤周の太公望
 - (7) 圜會て万国の図を按ず
 - (8) ⑥西洋の正教について
 - (9) ×會て七月の詩を読む
 - (10) 圜攘夷には治国が肝要
- すなわち（1）～（6）が古の堯舜から太公望まで時代順に君・臣及び政治・経済を述べ、（7）～（10）は今の海外の知識・治国安民について述べている。

四

しかし、元田の分類は表面的なもので、小楠の本当の創作意図や詩の内容をよくよく吟味したものではないと思う。すなわち漢詩ではたとえ古を詠んだとしても、今を風刺・批判することが一般的である。各詩の構造（段落）を丁寧に分析してみると、「沼山閑居雜詩」十首すべてが小楠の古（理想とする堯舜三代、それと似た西洋の政治・社会）を用いた今（日本の現状）への風刺・批判・提言の詩だと理解される。すなわち、

A 1 古 ↓ 今 （…ああ「慨嘆」） (1)・(3)・(5)・[9]・[10]

A 2 古 ↓ 今 ↓ 西洋 (…古) (4)

A 3 西洋 (…古) ↓ 今 ↓ 古 （…ああ「慨嘆」） (8)

B 1 古 (→今) (2)・(6)

B 2 今 (→古) (7)

* () はのちに削除された三首

の大きくAとBの2種類に分けることができる。Aは古 (…西洋) と今との対比を詠み、Bは表面上、古又は今を詠むが、含意に今又は古への対比が隠されている詩である。次に十首それぞれA・Bの構造にしたがって具体的に考察してみよう。

四 各詩の内容とその分析

今回の分析では小楠が古（書經）の「堯舜三代」と西洋を用い、その詩において今（安政四年〔一八五七〕当時）の日本の何を具体的に対比・風刺・批判・提言しようとしたのか。当時の小楠が著した著作や書簡と付き合わせることによって解明していきたい。

(1) ① A 1 古 ↓ 今 (…嗟乎)

* (1) は十首、(1) は七首。」は段落（古・今・西洋）。

人君何天職 代天治百姓 自非天德人 何以懲天命 所以堯異舜
是真爲大聖 迂儒暗此理 以之聖人病 噫乎血統論 是豈天理順

（人君何ぞ天職なる 天に代わりて百姓を治むればなり 天徳の人には
ざるよりは 何を以つて天命に懲わん 堯の舜に異る 是れ真に大聖為
る所以なり 迂儒此の理に暗く 以えらく之れ聖人の病と 噫乎血統論
論 是れ豈に天理に順ならんや）

本詩は小楠の暗殺ともかかわり、彼の詩の中で特に有名なものである。⁽²⁰⁾ま

ず前半六句で古の堯舜禅讓のことが述べられる。「人君の天職は天に代わつて民を治めること。天の徳のある人でなければ天命に適わない。堯が舜に位を譲つたのは大聖たる所以である」と堯が子の丹朱が不肖のため、衆が推挙した舜に位を譲つたこと（『書經』堯典）を称賛する。

小楠は早くから世襲に批判的である。

或ひと曰く。：良将は必ず世族より出づ。孫武の後に孫臏有り、樂毅の子に樂乘有り。これ亦た以て折ばざるべからずと。（注・小楠）曰く、是れ世主取りて以て將を折ぶの術と為す所にして、軍を覆し國に畜し、其の懼るべきことはこれより甚だしきは無し。趙は趙括を用いて長平の敗を成し、秦は王離を用いて鉅鹿の敗を致す。趙・秦の括と離とを用いる所以は、其の奢と翦との子にして、亦た善く兵法を談ずるを以ての故に非ずや。夫れ良将の子は父の書を読み、父の言を聴き、善く兵法を談じ、自から以為えらく、人能く当たる莫しと。世主察せず驟かに以て三軍を帥いしむ。彼の白面の子弟何を以て兵を馭するの実を知らんや。是れ焉んぞ覆せざるを得んや。瞻と乘との如きは則ち特偶然のみ。（『將帥を折ぶの論』（六七一）原漢文。時習館時代の作）

名将の家柄から名将が出ると言うのは間違いである。君主はこれをよく將軍を選ぶ基準にするが、「兵を馭するの実」を知らない子弟は必ず「軍を覆し國に畜」をもたらす。孫臏と樂乗の場合は単なる偶然だと批判する。

したがつて安政二年（一八五五）『海國圖志』を読み、アメリカのワシントンが大統領の地位を子に譲らなかつたことを称賛して次のように言つ。墨利堅に於ては華盛頓以来三大規模を立て、一は天地間の慘毒殺戮に超たるはなき故天意に則て宇内の戦争を息るを以て務とし、一は知識を世界万国に取て治教を裨益するを以て務とし、一は知識を世界に譲て子に伝へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし、：

（万延元年『國是三論』（三九））

本詩が直接ワシントンの事績に触発されて詠まれたかどうかはつきりしないが、小楠の頭にはこのことも念頭にあつたことはいうまでもない。

後半四句は今の日本の「人君」の現状を批判する。「迂儒」とは誰であるか。「迂儒（世事に疎い儒者）」という言葉は、安政二年（一八五五）「田中虎六爲吾作四時軒記。賦七古一篇爲謝」（八七九）に「四時軒の文誰か能

うか。」「迂儒（世事に疎い儒者）」といふ言葉は、安政二年（一八五五）「田中虎六爲吾作四時軒記。賦七古一篇爲謝」（八七九）に「四時軒の文誰か能

く記す、迂儒才人は吾が類に非ず」と一例だけ見える。小楠の著作・書簡では「陋儒」「腐儒」「俗儒」が用いられる。「真儒」と対語である。「迂儒」を用いたのは下品な表現を避ける詩ゆえだからであろう。これらは一般に「世事に疎い」「朱子学をねじ曲げる」「利害の私心を抱く」「記誦だけ」といつた儒者に用いられているが、特に誰を指すと断定できない。江戸時代多くの儒学者は易姓革命をタブー視してきた。ただ、當時（安政二年～四年）の小楠が激烈な水戸学批判を行つていた（（3）の詩参照）流れからして、「唐虞三代の道のうち、日本に決して用ふべからざるもの、一あり。曰く禪讓なり、曰く放伐なり」（藤田東湖「弘道館記述義」）などと主張していた山崎闇齋学派・後期水戸学派を意識しているとも考えられる。

では當時「血統の論」として、小楠の批判の対象となつていた日本における政治的動きは何であろうか。これについては山崎氏「横井小楠」伝記篇以来、當時の將軍家後継問題が関連しているとの見方がある。安政三年（一八五六）から安政五年（一八五八）にかけて、病弱の將軍家定の後継をめぐつて、英明な一橋慶喜（一橋派）と幼少であるが血筋のよい徳川慶福（南紀派）が幕政の方針も絡んで激しく対立をしていた。福井藩主松平慶永（春嶽）が一橋派の中心にあつた。日本の行く末を心配し、松平慶永を高く買う小楠も当然この問題に関心があつたと思われる。

* 小生身分御案内通り極々否塞の時に候へば、万一越前より招請を受候へば、其丈の風波は必定生じ可申、是迄の否塞に尚又風波を加へ候へば、寡君に対し深く痛心に奉存候。：越前一国の有益迄にては輕重の釣合当たり兼可申かと奉存候。：一橋よりの招請と申候ては、後日或は御相続可被遊天下の大關係に候へば、日本國中何方の者たり共無二言罷出候事実に当然の道理にて、子君子聊も其身を厭ふ所にては無御座候。（安政三年一月十九日池辺藤左衛門宛書簡（九五八））

* 幕府より天下之士を被召候へば無異議事に候へ共、越藩よりと申ては極て六ヶ敷相成り、計られざるの禍を引き起し其事も又行はれ不申筋に成り行可申、吳々御勘考之程奉希候。（安政三年二月十三日立花壱岐宛書簡（二四七））

これは安政三年（一八五六）一月・二月に福井藩へ小楠を推挙してくれて柳川藩の池辺藤左衛門・立花壱岐へ、越前からの招請は越前一国のこと、

面倒を引き起こしかねないので困るが、一橋からの招請であれば、後日將軍となるかもしれないから出仕するのにやぶさかでないと福井藩招請をしぶつてある手紙である。翌安政四年（一八五七）五月、松平慶永の小楠招聘の意を伝えに熊本にやつてきた村田氏寿が帰った後も、池辺藤左衛門への書簡で「越公天下に御懸りは世子之事も何もかも先一切御見合被成度御事奉存候」（二四九）とあまり將軍家後継問題に深入りせず、自己修養に励み慎重に対処するよう述べる。

当時の小楠がこの問題になみなみならぬ関心を持つていたことがうかがえる。小楠のように日本の将来を案じ、能力ある君主の政治を中心に改革を考えていた者にとって、わずか十歳そこそこの慶福が血縁が近い・血統が正しいという理由で日本の運命を左右する将軍の位に就くのは実に苦々しいことであつたろうと想像される。

本詩が直接將軍家後継問題に触発されて詠まれたものかどうか、はつきり断定できないが、時期的に見て、また次にあげる理由から、その蓋然性は高い。

①「血統」という当時として新しい和製漢語を意図的に用いたこと、小楠の漢文のレベルで和製漢語だと知らずに用いたとは思えない。⁽²⁵⁾ ②「血統」に「論」という言葉をつけたこと、一般論でなく現在特定（血統）の問題（論）というつもりであろう。③「沼山閑居雜詩」の他の九首がすべて一つの韻で通す「一韻到底」であるのに、本詩だけは「姓・命・聖・病（去声敬韻）」ときていながら、最後の二句のところで「論（去声願韻）・順（去声震韻）」と換韻していること、一般に換韻することにより、意味の転換（段落換え）がおこなわれる。④意図的に「天」が強調されていること（前四句と最後の句）など最後の二句「嗟乎血統論、是豈大理順」には小楠の特別な或は慎重ないまわしの配慮が見られる。

以上、（3）の詩が徳川斉昭を意識しているように、本詩も今の問題、即ち將軍家後継問題を意識していると考えた方が漢詩の解釈としては自然である。

（2）④ B1 古（→今）
君臣尊卑殊 情則如友朋 相信不相疑 未然互勸懲 盛哉唐虞際

君臣道義親 滿廷吁拂聲 治化如日昇
(君臣 尊卑殊にするも 情は則ち友朋の如く 相い信じて相い疑わず
未だ然らずんば互いに勤懃す 盛なる哉唐虞の際 君臣道義親しみ 滿
廷吁拂の声 治化日の昇るが如し)
(注)吁拂—「書經」堯典に「僉曰く、於、鮮なる哉と。帝曰く、吁、拂える哉。命に方き、族を圮ると」とある。

本詩は古の堯舜時代の友達的な君臣関係を詠む。小楠は身分や地位にありこだわらない人であった。特に「道」の上では君臣万人対等であるべきだという考えを持っていた。したがつて嘉永五年（一八五二）福井藩から藩校の設置について考えを問われた時の『学校問答書』（四）に次のように言う。其故に三代の際道行候時は君よりは臣を戒め、臣よりは君を戒め、君臣互に其非心を正し、夫より万事の政に推し及、朝廷の間欽哉戒哉念哉懋哉都愈吁咨の声のみ有之候。是唯朝廷の間のみにて無之父子兄弟夫婦の間互に善を勧め過を救ひ、天下政事の得失にも及び候は是又講学の道一家閨門の内に行れ候。是其分を申せば君臣父子夫婦にて候へ共、道の行れ候所は朋友講学の情誼にて、所謂学政一致二本なきと申は此にて有之候。

また、詩にも次のように詠んでいる。「君臣吁拂の声を聴くが如く、満廷学を講じて真情を見わす、叩頭流血果して何の益があらん、賢才を枉げて直名を買わしむのみ」（安政五年「讀二典七首節六」（八八三））。小楠はこのような君臣関係・学校の姿を強く求めていた。西洋でも、（ヲロシャ国）政事何ぞ新規之事有之候へば必学校に下し衆論一決之上にあらざれば行ひ不申、將亦執政・大臣等要路之役人總て一國之公論に因て黜陟いたし、国王といへ共自己之心を以ていたし申候儀は法律におれて相成不申杯三代之學校之勢相見え申候」（安政三年十二月十五日小河 弥右衛門宛書簡（六一五））

というように、「三代」の学校のようなことが行われているではないか。しかし、今の熊本藩の現状ではそのような理想は望むべくも無い。「小生身分御案内通り極々否塞の時に候」（安政三年一月十九日池辺藤左衛門宛書簡）という身動きできない状況である。せめてもの希望を小楠は福井藩（松平慶永）・幕府の政治に託そうとした。

小楠は安政四年（一八五二）五月松平慶永の内命（招聘の意）を受けて越前から小楠を訪れた村田氏壽（福井藩士）が福井に帰る際、本詩を「閑居雜詩十首之一錄以送村田君帰郷」と後書きして書き与えた。⁽²⁵⁾なぜ小楠は「沼山閣居雜詩」の中からわざわざ本詩をえらんで村田に託したのであろうか。おそらく福井藩・松平慶永に対する小楠のメッセージであつたと思われる。私が福井に行けばこういう（朋友講学の情誼のある）君臣関係でありたい、学校にしたいというメッセージである。立花壱岐らの推薦にもかかわらず福井行きをしばらく躊躇していたのは、こういった親密な君臣関係・雰囲気で自分が迎えてもらえるかどうか確信が得られなかつたからであろう。君主（松平慶永）との情誼のある対等の環境がなければ、他藩に自分一人で乗り込んで自由な活躍は望めないし、存在価値がない。小楠は自身の熊本藩での扱いと対比しつつ、福井藩からの招請に慎重に対処したと思われる。

（3）② A1 古 → 今（…嗟乎）

唐帝則昊天 授民以四時 繼之虞帝聖 七政齊其儀 所以天人間
脈路不相離 規模何其大 治化及蠻夷 後世失其道 天人總乖違
雖有賢明君 治術出其私 私心臨天下 朝盛忽暮衰 前車與後車
覆轍百不差 嘘乎二帝道 置之民何治
(唐帝は昊天に則り 民に授くるに四時を以てす 之に繼ぎ虞帝聖なり
て 七政其の儀を齊えるは 天人の間 脈路相い離れざる所以なり 規
模何ぞ其れ大なる 治化は蠻夷に及ぶ 後世其の道を失い 天人總て乖
違す 賢明なる君有りと雖も 治術は其の私より出で 私心もて天下に
臨めば 朝に盛なるも忽ち暮に衰え 前車と後車と 覆轍は百も差えず
嗟乎二帝の道 之を置きて民何ぞ治まらん)

(注) ○吳天一「乃ち義和に、欽んで吳天に若つて、日月星辰を歴象し、敬んで民の時を授
えんことを命ず」(書經 堯典) ○七政一日月と木火金水土の五星。古の政治は天文や曆
を重んじたので、政治に肝要な七つのものの意。「(舜)終を文祖に受け、瑣瑣玉衡を在
て、以て七政を齊う」(書經 堯典)

堯舜時代の天に則った政治。こういう古の政治のやりかた（治術）はむしろ西洋の方が先取りして実践していることに小楠は注目し、次のように詩に詠んでいる。「君聞かずや洋夷各國治術明らかに、勵精能く通ず上下之情」

(安政二年六・七月「田中虎六爲吾作四時軒記。賦七古一篇爲謝」(八七九)。
「道う勿かれ西洋治術明らかなりと 四千年の古きに既に先を開く」(安政五年「讀二典七首 節六」(八八四))。

ところが日本の実情はどうであろう。現在の政治は「其の道」を失い、「賢明なる君」がいたとしても、その「治術」は私から出ている。「私心」により天下に臨めば必ず「覆轍」するであろう。

それでは小楠が意識・批判する今の「賢明なる君」とは誰であろうか。これは明らかに當時小楠が口を極めて批判していた徳川斉昭を指している。

*必竟は水府(注・水戸藩)之學一偏に落入り天地之正理を見不申處より、其流儀之大節義を却て失ひ候様に罷成り恐敷事に御座候。和漢古今之事を吟味いたしても能く知れ申候。耻を忍び和を乞候て扱後日に中興仕る事は決て無御座候。且古今聖賢之論一として是を是といたし候事は無御座候。是全利害の私心にて實に慨嘆之至に奉存候。(安政二年三月二十日立花壱岐宛書簡(二二一))

*方今天下知名之諸君子…、是其立志三代之道に無之候故所謂古今天地人情事變之物理を究す格物之實学を失ひ其胸中經綸全く無之…水府君臣覆轍目前に有之、執事以為如何。天地の間第一等(注・君臣一德國一定)之外二等三等之道無之、此處真知いたし不申候より或は政事之末に懸り或は小補之俗見に流れ、其尤甚しきに至り候ては全く利害之私情に落入、却て士君子之正言讖議を拒絶いたす様にも相成可恐之至に候。(安政三年五月十五日立花壱岐宛書簡(二三三五))

二つの書簡に「私心」「覆轍」と詩と同じ言葉が使われる。本詩は小楠が賢明なる君として期待していたにもかかわらず、私心（利害の私情）でもつてベリーの要求に屈してしまつた徳川斉昭を意識・批判し、その末路を詠んだものである。小楠は安政五年（一八五八）六月十八日下津久也ら宛書簡(二二六一)にも「水府の大風波、先は破亡の極と可申候」と述べ、「總て老公(齊昭)之無理にて、國家を覆亡被成候は全く學術之曲に由り候事にて深可恐事此許にても夫のみ講習仕候」と述べ、福井藩でも「水毒」(水戸学の弊害)の排除に全力をあげている。

(4) ③ A2 古 → 今 → 西洋(ニ古)

*交易・富國。

虞帝舉八政 其中有百工 財利之所生 人情之所同 治而和其職
百貨四海通 後王不法此 天下常困窮 小人起利政 富豪逞姦凶
世世禍亂本 漢坐財用空 吾聞西洋夷 治術百工攻 以之富其國
薄斂不傷農】

（虞帝八政を挙げ 其の中に百工有り 財利の生ずる所 人情の同じくする所なり 治めて其の職を和すれば 百貨四海に通ず 後王此に法らず 天下常に困窮す 小人利政を起こし 富豪姦凶を逞しくす 世世禍乱の本は 漢財用の空しきに坐す 吾聞く西洋の夷 治術百工攻め之を以て其の国を富ませ 薄く斂めて農を傷ましめずと）

（注）○八政—國家を治めるのに必要な八つの政（官）。「八政、一は食と曰う。二は貨と曰う。三は師と曰う」（書經・洪範）。「八政にも食貨を先にし、九經も庶民を子とし百工を來すの事あり、是等皆大聖の定められたる善教仁政にして万世に亘り永く頼るべき大經大本也。」（万延元年「国是三論」（三八）） ○百工—各種の職人。諸工業。「允に百工を盡むれば、庶績は成らん」（書經・堯典）。「鳥羽獸毛運作媒、四時定得百工開」（安政五年「讀二典七首 節六」（八八三））。『百工技艺農商の者と噺し合ひ』（講義）（九三二）。

堯舜は「八政」を挙げ「百工」を治め、「百貨四海通」すなわち通商・交易によつて国や民を富ませた。このような政策は西洋でもやつてゐるでないかと小楠は考える。すなわち「治術」は「百工」を興し、それにより国は富み、民は税が安く農民は苦しむことがない。この富国策こそ堯舜の治道につつとつた本当の「善教仁政」ではないかと。

* 君聞かずや洋夷各國治術明らかに、勵精能く通ず上下の情、公に人才を撰び俊傑擧げ、事有らば衆に詢り國論平らぎ、薄く税斂を征り民貧しからず、厚く錢糧を貯え勁兵を養う（安政二年「田中虎六爲吾作四時軒記。賦七古一篇爲謝。」（八七九））

* 「魯西亞國」將又民に取之年貢は十之一分にて有之、此外は聊かも取り不申、其故民間殷富いたし候。（安政三年十二月二十一日村田巳三郎宛書簡（二四三））

* 其証には近世西洋航海道開け四海百貨交道の日に至りて経緯の道是を宋儒の説に従するに符合する所有の可きに、一として是れ無きは何なる故に乎。然るに堯舜三代に従するに一に符合すること書に載る所の如し。堯舜をして当世に生ぜしめば西洋の砲艦器械百工の精技術の功疾く其の

功用を尽して当世を経綸し天工を広め玉ふこと西洋の及ぶ可に非す。
(慶應元年「沼山閑話」(九二三))

ところが今の君主（後王・小人）はどうであろうか。自分たちが儲けるた

めの「利政」しか頭になく、それに乘じて「富豪」（豪商）たちが暴利をむさぼる。だから禍乱が起る。これは「財用」が乏しいことにより起るのであると小楠は言う。「利政」という言葉からは小楠の「時務策」における宝曆の改革の名君、細川重賢が行つた藩の専売政策への批判が思い起される。

宝曆の時（注・細川重賢の時）に此の道を行はれずして貨殖の利政に扱を受け、後年に及で今日の大弊害の本を開たるは甚疑惑の筋に存するなり（天保十三年頃「時務策」（七〇））

小楠の批判は他の同様な大名及び将軍家まで及んでいる。

* 鎮國封建の制諸大名各一国一郡を鎮閉して己に利あれば他に害あるを顧みず、利政聚斂いたらざる処なけれ共國用の不足を補ひ難ければ、不得止諸士の俸禄を借り豪農富商を絞り細民の膏血を吸ふても今日の急を救はざる事を得ず。仍之上下共に榮辱礼節の差別も乱れて民心離叛に及び、一揆を起し窮を訴へ上に迫るに至るも亦少なからず、事重疊にして年を経て遂に騷乱を招かざる事を得ざるも必然の勢なり。（万延元年「国是三論」（三一））

* 本多佐州を初帷幄參謀の名臣悉皆徳川御一家の基業盛大固定に心志を尽して曾て天下生靈を以て念とする事なし。自是以來當時に至る迄君相の英明頗る多しといへ共皆遺緒をついで御一家の私事を經營する而已なれば、諸侯亦是に倣ふて……」（同前（三八））

小楠は、大名たちの「利政聚斂の政」に反発し、「時務策」では「貨殖の政を止める事」及びその対策「節儉の政を行ふべき事」を著したが、やがて「節儉」では限界があり、事態を救えないことに気がつき、「百工」（国内産業）を育成し、通商交易ルートにのせる民を富ますための「財用」（商品経済）の必要性を説くようになつた。

士民を富すは当世の急務なるは聞へたれ共、富足の政を為すには盡く財

用によらずと云ことなし。（万延元年「国是三論」（三六））

これこそ堯舜の治道に則つてゐると小楠は確信する。

横井小楠の「沼山閑居雜詩」について

(5) ⑦ A1 古 → 今 (…嗚呼)

虞帝巡天下 以通天下情 湯王征四方 以息四方兵 身常犯風雨

山川跋涉行 爲君應則之 以承南面榮 如何徒自重 獨尊坐太平

嗚呼太平君 禍亂何處生

(虞帝天下を巡り 以て天下の情に通ず 湯王四方を征し 以て四方の兵を息めしむ 身は常に風雨を犯し 山川は跋涉して行く 君為るは応にこれに則り 以て南面の榮を承くべし 如何ぞ徒に自重し 獨尊して太平に坐すや 嘴呼太平の君 禍亂何れの処か生ぜん)

本詩は『書經』堯典(「舜五歳に一たび巡守す」)などから、君主は自ら体を動かして政治を見るべきだと君主に課せられた重い責任(「天職」)について詠んでいる。

有文備者必有武備と申して古の聖賢は大英雄大豪傑に在ましけり。禹の

洪水を治め玉ふに手足たこを生ずる程に自ら働き、成湯・伊尹・文武・

周公は雨に浴し風に櫛り自干戈を執り天下の乱を鎮め玉ひしは如何なる

英雄豪傑の業なるぞや。(嘉永六年「文武一途の説」へハ)

だから君たる者は死ぬまで昼夜分たず切磋琢磨、努力するべきだ。堯舜二帝もそうであったと述べる。

明君初政總て精を磨くも 荒廢す中年以後の情 何事ぞ暗明昼夜を分つ

看よ看よ二帝老書生(安政五年「讀二典七首 節六」へ八八四)

西洋の君主もそうしているのではないか。

魯西亞國を以て申候へば…。国王年中の三之二は邦内を巡見し民間之利害政事之得失を察し、供人僅八十人に不過別段に行在所と申も無之、行

懸りに官舎或は民屋に止宿いたし至て手輕事と承申候。(安政三年十二月二十一日村田巳三郎宛書簡へ二四三)

そうであれば日本の大名も安閑と地位にあぐらをかいていいべきでなく、自ら動いて政治を見るべきである。のちに小楠は実際に自分が仕える福井藩主に対しても、厳しく要求した。³³⁾

老公(注・松平慶永)已に天下の重望を負せられ舉国其徳を慕ひ其恵に

懷き仰ぎ信する事天の如くなれば無為にして益々其徳を修め給ひ、当公

(注・松平茂昭)是に継ぎ給ひ御身を以て其徳惠を拡充し給はん事譬へば舞の時に當つて禹の庶政を修めし如くし給ひ、自から農兵を檢閱して

士卒と動作休憩を共にし給ひ、自ら蒸氣船に乗て風濤の險を試み給ひ、

自ら開港の地を検査して経済の事業を実にし給ふを始め其他自ら糧を裏んで難風火災に赴き給ふは申すに及ばず、常に自から執政諸有司を率ひ封疆を巡視して下民の苦楽を問ひ給ひ、梳風沐雨身戦場に在すが如く鄭

重煩冗を省き易簡真率を示し給ひ、帰つて廟堂に坐し給ふ時は日々政府に臨み…。当公は是を受て治道を励し良相の翼け汲々駿々然として息む事なくんば虞廷の治も庶幾すべし、有苗の狂頑も鎮むべし、天下の治乱に於て又何をか憂ひ何をか慮らん。(文久三年「處事變議」へ五九)

人の上に立つリーダーにはそれだけの努力と責任が要求される。それでこそ君主は「南面の榮譽」が受けられるのであり、ただ座つて太平をむさぼる者はいつか乱を招く事になると小楠は警告する。

(6) ⑤ B1 古 (→ 今)

周有師尚父 八十釣水濱 其間幾治亂 頑如不知人 鄉曲笑其迂

隣叟憐其貧 一遇周王興 君臣水魚親 鷹揚伐殷紂 倏拂天地塵

八百年周家 功業屬老臣

(周に師尚父有り 八十にして水濱に釣す 其の間幾たびか治乱あるも

頑として知らざる人の如し 鄉曲其の迂を笑い 隣叟其の貧を憐れむ

一たび周王の興るに遇うや 君臣水魚のごとく親しむ 鷹揚して殷の紂

を伐ち 倏ち天地の塵を拂う 八百年の周家 功業は老臣に属せり)

小楠は何度治乱があつても動かずじつと時の来るのを待ち、水魚の交わりができる名君と出会つて政治的理想を実現させた太公望呂尚(師尚父)や諸葛孔明にひそかにあこがれ自分と比べていた。「釣竿肯えて太公の隠るるに擬し、情性聊か老杜の詩に同じくす、人前に向かいて言語を發せず、此の心ができる

唯一燈のみ知る有り」(安政四年秋「和田茶陽韻五首」へ八八二)「説うを止めよ人間の閑是非、一吟一醉天機を見る、愛す好好たる南陽の老(孔明)、清濁混同して渾べて違わず」(安政二・三年「村居雜詩七首 節五」へ八七九)

(2) の詩のような良い君主にめぐまれ、君臣心を合わせてこそ大事が成せる(君臣一德國是一定)。君心が「明白確定」しているかどうか、福井藩招聘に当たつて自分もそこを見定めたい。小楠は安政三年(一八五六)自分

を福井藩に推薦してくれた立花壱岐が柳川藩の家老になつたのを聞いて喜び、次のように書いている。

(7) (8) 上欄に [刪]。 B 2 今 (→ 古)

及以加 富宜冠四海

古之聖賢は殊に出處之間を重じ、其君心明白確定万ーも動かざる所を見

届されは決て身を出し不申候。即伊尹之於成湯、傅說之於高宗、太公之於文王、或は武侯之於昭烈の如き其初相遭之際君臣始終之一德既に相定矣。文才七出矣。ト、即彼天下之大器也。尤し得矣。忠事二君。後仕之賢人君。子

假故戻を出候て　如御天工之大事を成就し得候事に候
と被称人元來三代之道に明らかなり不申候。君臣一德国是一定にあらず
しては邦家之大事は決して成就し得ざる事を實に真知いたし不申に因て
容易に身を出し候のみならず、：却て民心を失ひ候は必定にして、又終

に疑を其君に取り国事を誤り候に至り候は古今有為之
之候。（安政三年五月十五日立花壱岐宛書簡（二三四））
なむち「君心一德國是一定」でなばと大事は成就でき、

勝手な政策をやつても民心を失い君に疑われ国事を誤るであろう。また、いくら立派な臣がいても君主が凡庸であつたり私心をもつていたのでは浮かばれない。小楠は『南朝史稿』執筆（天保十二年～嘉永三年頃）において、後醍醐天皇が私心・疑心にかられて忠臣たちの言を聞き入れず、忠臣たちが次々死んでいく様を描きながら、つくづくそう思ったのである。^(註)

· 二 宗 親

本詩について徳永新太郎氏は次のように言つ「ところでこの詩もまたかれにとつて大変な禍根となつた。放伐の贊美者と見られたのである。：武王がその主君に当たる殷の暴君紂王を討伐し、自ら代わつて天下に善政を布いて周朝八百年の基を開いたことを、君臣一和、特に太公望の、輔弼の功業だとして取れる。」元田永孚の鼈頭の評も「子操（注：小楠の字）の抱負は隠然として言外に在り、世誰か之を知る者有らん。孟軻氏獨夫の紂を誅すと曰うは特に愚夫を喩せるのみ」と述べる。元田の評は『孟子』梁惠王篇の「仁を賤う者はこれを賤といい、義を賤う者はこれを残といい、殘賤の人はこれを一夫という。一夫の紂を誅すとは聞くも、未だ君を弑すとは聞かず」に基づく。孟子は、仁義に反するものは君ではないという立場から、それを、君を弑したのではなく、「一夫紂を誅」したにすぎないと言う。元田の評はおそらく武王・太公望が紂王を放伐して周王朝を開いたことへの注釈と弁解であろう。小楠と元田の違いが窺えて興味深いが、本詩での小楠の真意はあくまでも立花庵岐死書簡に述べることにある。

(曾て万国の國を揆す 皇國中和にして 四時の宜しき所を得
りて以て加わり 富は宜しく四海に冠たるべきに 万姓困窮して嗟く
百工の政を治めず 是を以て民に征ること多し 物權豪商に屬し 百貨
其の窯に集まる 誰か先王の道を明らかにして この倒懸の苛を解か
ん)

万国の図（世界地図）を見た。我国は中ほどに位置し、四季に恵まれ、物産も豊富なこと世界に冠たるべきに、人々は困窮している。これは「百工の政（産業）」の政治が行われないため、民に対する税金が重く、物権が豪商に属して百貨が集中するからだ。誰か先王の道を明らかにして庶民の苦しみを開放してくれまいかと嘆く。先王の道とは具体的には（4）の詩に述べる「虞帝八政を挙げ、其中に百工有り、財利の生ずる所、人情の同じくする所なり、治めてその職を和すれば、百貨四海に通ず」を指している。産業を振興し交易を盛んにする政策が必要だ。これが先王の道だと小楠は訴える。

本詩は「百工・百貨・四海・困窮・豪商（富豪）」と（4）の詩と共に通する語彙が多い。内容的にも（4）の詩と重なる。小楠が七首とした時、「刪」としてこの詩を削ったのはそのことも原因であつたであろう。

初めの四句は世界における我国の位置について述べるが、この「我が邦は東海中に孤峙し、天地の中を得、物足り人蕃し」（「読鎖国論」（六九二））といふ恵まれた位置や自然が当初小楠が鎖国を賛美する理由であった。にもかかわらず人々が困窮している、「倒懸の苛」を何とかしたいという事実が小楠を開国に変えていった。鎖国と開国の利害について小楠は万延元年（一八六〇）の「国是三論」（四五）で詳しく論じている。

(8) (6) A 3 西洋(ニホン) → 今 → 古(エイジ) (ニホン)

西洋有正教 洋人自称正教 其教本上帝 戒律以尊人

上下信奉之
因教立法制
治教不相離
是以人奮勵】
雖我有三教
人心無所繫
神佛良荒唐
儒亦落文藝
政道與教法
贖贖見其弊

洋夷交進港 必以貨利曳 人心溺異教 難禁是其勢】嗟乎唐虞道
明白如朝霧 捨之不知用 甘爲西洋隸 世豈無魯連 去踏東海艤
（西洋に正教有り 洋人自ら正教と称す 其の教え上帝に本づく 戒律以て
人を導き 善を勧め惡戾を懲らす 上下これを信奉し 教えに因り法制
を立つ 治教相い離れず 是を以て人奮励す 我に三教有りと雖も 人
心に繋がる所無く 神仏は良に荒唐 儒も亦た文芸に落つ 政道と教法
と 賢賤として其の弊を見わす 洋夷交港に進めば 必ず貨利を以て曳
かん 人心異教に溺れ 禁じ難きは是れ其の勢なり 嘘平唐虞の道 明
白なること朝薌れの如きに 之を捨てて用いるを知らず 甘んじて西洋
の隸となる 世豈に魯連無からんや 去りて東海を踏みて 賤れん）
〔注〕魯連—魯仲連。戰国齊の人。節操の優れた人物。秦が趙の邯鄲を囲んだ時、魏王は趙
に秦王を帝と呼ばせようとしたが、魯仲連は説得断念させた。その言葉に「彼（秦王）即
ち肆然として帝と為り、過ちて政を天下に為せば、則ち連東海を踏みて死する有るのみ」
とある。（史記 卷八十三「魯仲連鄒陽列伝」）

本詩は小楠が初期にキリスト教（天主教）について触れた詩として有名で
ある。最初の八句は『海國圖志』を読んで西洋の「治教相離れず、是を以て
人奮励す」の事情を知るほどに、昔の切支丹との違いに驚く。この時期小楠
のキリスト教に対する評価は最も高い。

惣じて西洋諸国之事情彼是に付て及吟味候へば、彼之天主教なるもの本
より巨細之筋は知れ不申候へ共、我天文之頃渡候切支丹とは雲泥之相違
にて、其宗旨たる天意に本き教倫を主とし教法を戒律といたし候。上
は國主より下庶人に至る迄眞実に其戒律を持守いたし、政教一途に行候
教法と相聞申候。大抵其学の法則は經義を講明するを第一とし、其国之
法律を明辨し其國之古今之事歴より天下万国之事情物産を究、天文・地
理・航海之術及海陸之戰法・器械之得失を講究し、天地間之知識を集合
するを以て學術といたし由。魯西亞國を以て申候へば：是を要するに其
政事全其教法に本き來り候故上下人心趨向一致致し邦内を挙異論無之由
に承申候。（安政三年十二月二十一日村田巳三郎宛書簡（二四一）。安政
三年十一月十五日小河弥右衛門宛書簡（六一四）もほぼ同じ）
次の十句。これに對し我国の思想・宗教界はどうであろう
然処我皇國是迄大道之教私地無之 一國三教之形御座候へ共聖人之道は

例の学者之弄びものと相成、神道は全く荒唐無經（ママ）此之條理無之、
仏は愚夫愚婦を欺のみにして、其實は貴賤上下に通じ信心之大道聊以無
之、一国を挙全無宗旨之國体にて候へば何を以て人心を一致せしめ治教
を施し可申哉、方今第一義之可憂所は、万弊万害何も扱置此所にて可有
之候。（安政三年十一月二十一日同上書簡〔二四二〕）

基督教は「学者の弄び」、神道は「荒唐無稽」、仏教は「愚夫愚婦を欺く」だ
けで、一国が「無宗旨の国体」で人心一致しない。

最後の六句。今こういう状況で「異教」が我国に入つてくればどうなるの
であろうか。人心は「異教」に溺れ日本は混乱に陥つてしまふであろう。こ
れに対抗するのに「唐虞の道（三代の道）」というものがあるのに、と小楠
は嘆く。

*於是深可要之第一は西洋通信次第に盛に相成、諸夷陸続入り來り候へば彼等教法政事自然に明に相知れ候に就ては、我邦人之中聰明奇傑之人物是迄聖人の大道を知り不申者彼我政道之得失盛衰之現実を見候ては不知不覺邪教に落入候は十年廿年之間には鏡に懸て見るが如し、佐久間修理杯は既に邪教に落入たるにて相分り申候。（割注略）總て事之善惡共に世に行候は必ず人傑之唱へ立る故にて候へば三代之道に明ならず三代治道に熟せざる人は必ず西洋に流瀉するは必然之勢にて候へば、今日之大に憂所は何も扱置此道之外は無御座事に奉存候。（安政三年十二月二十一日同上書簡（二四五）。

小楠におけるキリスト教觀についてはここでは触れる余裕がないが、本詩が別の面で重要であるのは、その内容が安政三年（一八五六）十二月二十一日村田巳三郎宛書簡（二四二）及び安政三年十二月十五日小河弥右衛門宛書簡（六一四）とまつたく重なることである。前者村田宛書簡について山崎正董氏は次のように後書きしている。（二四六）

村田は右書面を表装して横巻となし、自らその末尾に左の文を記してゐる「此書は小楠先生安政三年辰の十二月氏寿に贈られし所なり。茲時春嶽公励精図治興学校修海備切に辺警を憂ひ専ら國事に尽力せられしかば達識俊豪の人を求め共に謀らんとせらるるに急なりき。公は先に先生を敬慕し玉ひしが、此書を一読せらるるや之れ我が大に望む所なりと、遂に翌四年三月氏寿に命じ先生を招聘せらるるに及ばれたり。されば此書

は偶然にも公と先生が尋常ならぬ知遇の媒介者と為り、先生の名望も一層盛大に至りたりし。明治二十年一月二十日「村田氏寿記」此の跋文に據ると、右書面は春嶽が小楠を招聘せんとする最近の動機となつてゐる。この書簡は春嶽に小楠を招聘しようと決意させた重要な書簡である。おそらくキリスト教に対抗するものとして堯舜三代の治道を持ち出したことが、春嶽の越前招聘の動機につながつたものであろう。本詩はこの書簡のおもな部分をダイジェストしたものとみられ、その意味でも重要な詩である。後に小楠が『小楠堂詩草』に手を入れた時、本詩には上欄に「刪」が書かれ塗沫している。憶測するに、後に小楠のキリスト教觀は変化した。本詩は恐らく意に沿わなかつたと思われる。思い直して残したのは、本詩が他の九首と内容が異なること、また福井藩招聘にまつわる記念碑的なものとして、削るに忍びなかつたからではないだろうか。

(9) なし A₁ 古 → 今(：嗚乎)

曾讀七月詩 深知王業基 非民國何立 愛之饑食衣 所以十征一
尚恐失其時 四時授民事 養老慈幼兒 見餓彼南畝 田畯喜怡怡
如何舍此道 剥民供其私 租稅十征五 加之以縛笞 蕩蕩天下是
如坐累卵危 鳴乎七月詩 讀之雙淚垂

(曾つて七月の詩を読み 深く知る王業の基 民非すんば國何ぞ立たん
之を愛して食衣を饑にす 十に一を征り 尚お其の時を失うを恐るる所
以なり 四時に民に事を授け 老を養い幼兒を慈しみ 彼の南畝に餓
するを見れば 田畯^{てんじゆん}喜び怡怡^{いい}たり 如何ぞこの道を捨て 民を剥して
其の私に供し 租稅は十に五を征り 之に加うるに縛笞を以てするや
蕩蕩たる天下のは 累卵の危うきに坐すが如し ああ七月の詩 之を読
みて双涙垂る)
*「畏廟」は「愛之饑食衣」を「非民國何立」に作る。

(注) 十征(一十分の一)の税率。徵法。周代の租稅の制度。「周人は百畝にして徵す、その実は皆什に一なり」(孟子・滕文公上)。○十征五一戸時代五公五民を通則とした。
かつて七月の詩を読んだことを思い出して詠んだ詩である。七月の詩は『詩經』幽風の篇名。周公(周公旦)が周の王業を述べ、甥の成王を諭したとされる。集伝「周公成王未だ稼穡の難難を知らざるの故に、后稷公劉風化の由る所を陳し、瞽矇をして朝夕諷誦して以て之を教えしむ」。実際は周

代農村の一年の農事儀礼を四季の風物とともに歌つた詩。ここでは平和で豊かな農村を象徴している。

「曾つて七月の詩を読む」というのは、「沼山閑居雜詩」から十四年前、天保十四年(一八四三)の出来事である。『小楠堂詩草』の「感懷二首」の第二首目に実際に次のように詠んでいる。(八七四)

誦去周公七月篇 感懷時事只空憐 潮崩新墾田成海 風破荒村人泣天
鄉縣三秋社鼓斷 都城一夕凶音傳 廟堂幸有諸賢在 救郎斯民無罪年
風は荒村を破り人は天に泣く 郷縣三秋社鼓断え 都城一夕凶音伝う 廟堂幸に諸賢有る
在り 斯民を救恤して年に罪する無かれ)

この詩は天保十四年(一八四三)秋(九月三日)の熊本における台風被害を詠んだものである。周公の時代の平和で豊かな農村にひきかえ、台風にのみわれ益踊りも中止せざるを得なかつた荒廃した農村を詠み、それに対し有効な手が打てない藩の政治を「斯民を救恤して年に罪する無かれ(年のめぐり合わせのせいにしないで、民を救つていただきたい)」と鋭く批判している。小楠が初めて庶民の目線でその苦しみを詠んだ詩である。

この時小楠は為政者たる者の究極の責任を確信した。王業(政治)は誰のためにあるのか。民(衣食)を豊かにすることではないだろうか。民あつての国である。詩經の時代(周公の治)のように税を安くし民を愛さなければならぬ。それなのに今の政治のひどさ。民から搾取して私腹を肥やし、税金は収穫の五割、あまつさえ縛つたり鞭打つたり。小楠は七月の詩を読み、熊本藩の災害と窮状を対比することによって、以後の自分のよつて立つ道(民のための政治)を見出しました。十四年も経つて「之を読みて双涙垂る」と小楠にしては珍しく感情的に詠んでいるのは、この時の印象や決意が余程強かつたからに違ひない。

小楠はいかなるきっかけで『詩經』を読んだのだろうか。それは「憂戚知る天余を玉にせんと欲すと、看來たる集義一途の途」(『感懷二首』の次の詩「偶作一首」)の第二首(八七四)と、當時小楠が大きな影響を受けていた熊沢蕃山の『集義和書』の次の箇所(卷十六議論之九)を読んでのものだと思われる。⁽⁴⁹⁾

云。國の本は民也(注:『書經』五子之歌に「民は惟邦の本なり」と

ある）。民の本は食也。民・食の事くはしくしらでは、國・郡を治る事あたはず。予かれを治るものにあらずといへ共、治國は事の大なるものにして、窮理の学これをしらざることあたはず。予がごとき者だに窮理によりては少し知事あり。況や大君・諸侯は其任にして天の責あり。知り給はで天に応じ給ふべからず。故に、仁君は稼穡の艱難をしれり。周公旦の詩（注・【詩經】幽風七月）云。七月流火あり、九月衣を授く。一日日觱發たり、二の日栗烈たり。衣なく褐なくんば、何を以てか歳を卒へん。三の日子いて耜とする、四の日趾を挙ぐ。我が婦子と同じく、彼の南畝に籠おく。田畯至りて喜ぶ。七月は夏の代の七月也：いにしへの田長は、民間へ入る事しげきを民よろこべり。農をさまたぐる事少しもなく、助くる事のみ多かりしゆへなり。（このあと詩と注釈を繰り返す）

熊沢蕃山の「集義和書」は生涯にわたつて小楠思想に最も大きな影響を与えた書であることは周知の通りである。今回の考察により、小楠が「集義和書」の七月の詩を読み、その影響で「民あつての國」「民を愛して衣食を豊かにする」これが王業だと終生変わらぬ政治指針を確信したことが具体的に確認できた。後に「小楠堂詩草」に本詩を入れなかつたのは、情緒的なこと、前に「感懷詩」に詠んでいて、繰り返しになると考へたからであろう。

また、熊沢蕃山は「同書」（巻十六議論之九）で古にのつとつて税を収穫の十分の一にするのが仁政だと述べる。本詩の「十に一を征り」はこれにより、のちに小楠が「薄く斂めて農を傷ましめず」「薄く税斂を取りて民貧しからず」「魯西亞國を以て申候へば」将又民に取之年貢は十之一分にて有之」「（4）の詩参照」など盛んに西洋は税が安い、十分の一の税率だと述べるのも蕃山の影響があるであろう。

(10) ⑨上欄に「刪」 A1 古 → 今 (…嗟乎)

攘夷在養武 養武在治國 國治威武揚 外夷何來逼 所以三代間
勵治安兆億 有或用其師 所向無不克 哉乎夫洋夷 凶焰何以熄
開我四方門 以通天下塞 明我國論是 以新人心失 幣政云以改
蒼生足衣食 食足士氣振 百夷可一叱 以此治安道 誰解天下惑

（攘夷は武を養うに在り 武を養うは治國に在り 国治まれば威武揚が

り 外夷何ぞ来たりて逼らん 三代の間に治に励み 兆億を安んずる所以なり 或いは師を用いること有りても 向う所克たざる無し ああ夫の洋夷 凶焰何を以てか熄めしむ 我が四方の門を開きて 以て天下の塞を通じ 我が國論の是を明らかにして 以て人心の失を新たにせば幣政云以て改まり 蒼生衣食足り 食足りて士氣振い 百夷も一叱す可し 此の治安の道を以て 誰か天下の惑いを解かん）

本詩は「沼山閣居雜詩」十首の最後におかれ、まとめでもあり、提言（解決策）の詩でもあり、決意の詩でもある。特に（4）・（6）・（9）などの詩を踏まえている。攘夷には武を養う必要がある。武を養うには政治の安定が必要である。政治が安定し民が平和であれば外國に侵略されることもないし、万一戦争が起つても負けはしない。これが「三代の道」である。したがつて今の列強の圧力に対処するには、四方に門を開き人材を集め、滞つた政治を改革し、国是を定めて人心を一新する。政治が改革され民に衣食が足れば（民が富めば）当然士気が振つて諸外國も叱斥できる。わかりきつた道なのに、誰もこの混迷する天下の状況を解決できる者がいない。こう小楠は現在の状況を嘆くと同時に、天より自己に課せられた使命（三代の治安の道により、天下の惑いを解く）をあらためて認識する。

当時の小楠の危機感と対策は次のような資料からも認められよう。

*然れば今日に当たりて必戦の計を決して幕府列国材傑の人を擧用するの道第一の緊要とす。其人擧る時は其政改り、天下の人心大義の有事を知り士氣一新するも瞬息の間に有て、今日の驕兵忽変じて精兵となる事猶手を復すに異ならず。（嘉永六年『夷慮應接大意』へ二三二）

*然ば今日之大急務之御处置、天下人才之悉名頭候者總て江戸に被召寄、天下之政事當今之急務御誠心を御打明し、老公を初諸閣老三奉行に至り候迄費を忘て御講習被成候へば天下の人言を求める天下之人心を通じ天下之利病得失を得候事は此一舉に有之候。勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊候共、遂には一本之大道に歸し可申候。是則舜之開四門達四聰之道にして天下之人才と天下之政事を共に致し、公平正大此道を天下に明にするは此外に道は無之候。（安政二年十一月三日立花堺岐宛書簡（二三三二）

外国でも今国内では同様の治策（民のための政治）（三代の治教）を行つて

いふと言ふ。

方今万國の形勢丕変して各大に治教を開き、墨利賢に於ては華盛頓以来三大規模を立て…。英吉利に有つては政体一に民情に本づき…、其他俄羅斯を初各國多くは文武の学校は勿論病院・幼稚・啞聾院等を設け、政教悉く倫理によつて生民の為にするに急ならざるはなし、殆ど三代の治教に符合するに至る。(万延元年「国是三論」^{ヘ三九})

五 沼山閑居雜詩の配列分類と改編について

以上、「沼山閑居雜詩」のそれぞれについて、詩の構造を古の三代・今の日本・西洋の三つにわけ、関連資料によつて小楠の思想・心情を解明してみた。特に安政四年(一八五七)時点で小楠が當時(今)の政治社会について、堯舜三代から何を学び、自らの理念・行動指針としようとしたかを中心に考察した。その結果、一見古代を詠んでいふと見られる詩においても、そこには小楠の当時の政治や社会に対する鋭い風刺や批判が含まれていることが分かった。本氣で三代の治教を求める。その故にこそ、西洋の政治社会に共通性を見出し、現在の日本の思想政治改革に彼独自の方法を模索し抽出したと思われる。

先に十首を古(六首)と今(四首)に分けて分類してみたが、改めて小楠の今の日本に対する具体的関心・問題(今的内容)によつて十首を見てみると、次のように分類される。(古「堯舜三代」及び西洋の事柄は理想・提言として対置される。①~④は七首。↓はその後範囲が拡大)

- (1) ①君主の地位 → 大名も
- (2) ④君臣関係 → 熊本藩・福井藩(松平慶永)と自分
- (3) ②政治 → 水戸(徳川斉昭)の私政批判 → 大名幕府も
- (4) ③経済 → 大名の利政批判 ↓幕府も
- (5) ⑦君主の義務 → 将軍・大名(松平慶永)への要求
- (6) ⑤臣下の進退 → 自分
- (7) 國政治・経済批判(曾按万國圖)
- (8) ⑥思想・宗教 → 日本の三教(儒・仏・神)批判
- (9) ×政治・経済批判(曾讀七月詩・熊沢蕃山)

(10) 國政治・経済批判(まとめ)

後になつて小楠は「小楠堂詩草」において、十首のうち(7)(9)(10)の三首を削っている。その理由については、それぞれの詩のところでも触れたが、おおよそ次のようなことがいえよう。①「小楠堂詩草」改訂の時点(元治元年頃)すでに詩の内容が小楠の中にオーソライズされて、特に取り上げる必要を認めなかつた。(7・9・10) ②他の詩と内容が重なる。(7・10) ③特定の体験を詠んだ(曾て-)。(7・9) ④感情的である。(9)

次に、改編された七首の構成をみてみると、

- | | | | |
|---------|---------|---------|--------|
| ① 君主の地位 | ② 政治 | ③ 経済 | ④ 君臣関係 |
| ⑤ 臣下の進退 | ⑥ 思想・宗教 | ⑦ 君主の義務 | |
- となろう。七首(「沼山閑居雜詩十首 節七」)の方が小楠が重視した君主・臣下のありかたを中心に、政治、経済、思想・宗教をもりこんだシンプルで一般的な構成となつてゐることが分る。

おわりに

小楠はペリーの浦賀来航以来、西洋列強の進出にさらされる日本の現状や未来に大変危機感を抱いた。頼みの徳川斉昭も私心でもつて対処するのみで、期待を全く裏切つてしまつた。そういう時、魏源の「海國圖志」と出会い、鎖国ではもうやつていけない、開国すべきだと悟つた。ではこの混迷する現状をどう乗り切つていいか。

小楠は本論文で考察したように、早い時期から「三代」における「時務」を実践する政治(民のための政治)に注目し、「三代の治教を期す」と心に決めていた。しかもそれを福井藩など对外的にも宣言していた。そこであらためて「海國圖志」を分析してみると、進んでいると思われた西洋の政治社会は「三代」の頃の政治社会とそつくりではないか。「方今万國の形勢丕変して各大に治教を開き:政教悉く倫理によつて生民の為にするに急ならざるはなし、殆ど三代の治教に符合するに至る。如此諸國來て日本の鎖錠を開くに公共の道を以てする時は日本猶鎖国の旧見を執り(徳川御一家の)私營の政を務めて交易の理を知り得ずんば愚といはずして何ぞや」(「国是三論」

（四〇）。こう自信を深めた小楠は「三代（＝西洋）」を用いて、日本の現在の政治社会を批判し、あるべき方向（提言）を示そうとした。これが「沼山閑居雜詩」である。

では小楠は「書經」（三代）のどういうところを取り上げて治教のモデルとしようとしたのか。本稿の考察により次の点であることがわかつた。

まず「三代」の頃の君・臣である。当時としては当然のことであろうが、小楠は聖君による統治を考える。君主は「天に代わり百姓を治める」者だから、自ら先頭に立つて政治を見てこそ初めて「南面の榮」を受ける。従つて君主の地位は「血統」によらず、「堯が舜に異^{アリ}つたように、「天德」の人には譲るのがぞましい（1・5）。しかもその君主は「尊卑は殊」にしても、一人いばることなく、良き臣下を「信じて疑わず」「互に勧懲して」「情は友朋のごとく」でなければならぬ（2）。だから「師尚父」はそういう君主に出会うためにじつと世に出るのを待ち、「水魚のごとき親しめる」「周王が興る」に及んで立派な「功業」を成し遂げたのである（6）。

小楠はこの「三代」における君・臣を現在（安政年間）の政治にあてはめ批判する。今の將軍家はどうであろう。あろうことか幼少の將軍を血統といふことで担ぎ、臣下が政治を壟斷しようとしている（1）。將軍・大名等は自ら先頭に立つて政治を見ようともせず、臣下のことも聞き入れず、地位にあぐらをかいている（5）。だから自分は師尚父のように「情は則ち友朋の如き」君臣関係が可能な君主の出現を待っているのであると（2・6）。

この（2）の詩を安政四年松平慶永の招聘の意を伝えに来た村田氏寿が福井に帰るに際して託したのは、あきらかに福井藩（松平慶永）に対するそういうメッセージが含まれていると思われる。

次に現実の政治・経済に対する政策である。「王業の基」とは何か、それは「民を愛して食衣を饒かにする」ことである。「民あつての國」である。これを小楠はかつて熊沢蕃山を通じ、詩經の七月の詩と熊本藩の被災を通して実感として学んだ（9）。それが今はどうであろう。「万国圖」を見ても我國は中ほどに位置し、物資は豊かで「四海に冠るべき」なのに、民は重税に苦しみ「倒懸の苛」にある（7）。それはなぜか、トップの政治家が「天に則らず」、水戸の徳川斉昭のように「私心」で以て天下に臨み（3）、諸大名も「百工の政を治めない」で、「利政」を起こし、「富豪」が物資・利益を

独占しているからである。これは「禍乱の本」である。（4・7）ではどうすればいいのだろう。それは「幣政を改め」て、人材を登用し、「國論の是を明らかにし」、「百工」を興し、交易を盛んにすることである（4・7・10）。その結果、国が富んで税も薄くでき、民が幸せとなり「士氣」が振るだらう。西洋諸国があれこれいつてきたとしても「一叱」できるではないか（4・10）。最後の（10）の詩で「この〔三代の〕治安の道で以て誰か天下の惑いを解いてくれないものか」と結ぶ。小楠は自分が政治に乗り出す際（福井藩）をイメージしてこのような政策（抱負）について詠んだと思われる。これらの政策は翌安政五年（一八五八）福井藩に招聘されると実行に移され、万延元年の「國是三論」の中でより具体的な形となつて示された。

もう一つ重要なのは西洋の政治と宗教の問題である（8）。西洋に正教があつて法制はこれにより、「治教」一致の政治が行われている。これに対し我国は「儒仏神」の三教があるがいすれも役に立たず、「政道」「教法」ともに弊害が現れている。この状況では列強の進出を受け、「人心は異教に溺れ」「西洋の隸」となつてしまつるのは必然である。我々には「唐虞の道」という明白な拠りどころがあるのに。小楠はキリスト教に危機感を持ち、それに「唐虞の道」を対峙させた。のちに西洋におけるキリスト教は、実態が詳しくわかるにつれてその評価を下げ、一方「三代の道」への信頼はますます確信に変わっていく。（「沼山閑話」）

最後に「小楠堂詩草」の「沼山閑居雜詩」の次には、「後沼山閑居雜詩」という詩題と「余前に沼山閑居雜詩十首を作る。或るひと云う僅々十首のみにしては奚んぞ能く古今の事を尽さんや。乃ち又十を作りて足らざるを補う。題して後沼山閑居雜詩と曰う（原漢文）」の小引があり、塗沫している。「沼山閑居雜詩」では当時の小楠の思想や心情を言い尽くせないので、もう十首作ろうとしたようである。しかし、肝腎の詩は載せられていない。

「沼山閑居雜詩」のその後の思想の展開は、次の次の詩「和田茶陽韻五百首」（安政四年秋）福井に行つて詠んだ「讀二典」（安政五年）などにうかがわれ、さらに「君臣道義親く満廷吁咲の声」（2）に見立てられる福井藩中にいて、「吾國論の是を明らか」（10）にした小楠の代表作万延元年（一八六〇）「國是三論」（富國論・強兵論・士道）において更に広範で具体的な施策

として花開いていく。

福井藩におけるこのような施策の基本方針は第二の転機を詠んだ「沼山閑居雜詩」において既に準備されていたと言つていい。

注

- (1) 野口宗親「横井小楠の『感懷』詩について」(『熊本大学教育学部紀要』第五五号、人文学科、二〇〇六年)。「感懷」詩には「感懷一首」(天保十四年)と「感懷十首」(弘化二年序)がある。
- (2) 源了圓氏は小楠の生涯を、第一、政治青年として歴史を中心勉強を進めていた青年が消失によって江戸遊學から郷里熊本に帰らされ、失意の中に思索と勉学を重ね朱子学に転向した時期、第一、安政二年ににおける『海國圖志』の触発によって起つた「攘夷論」から「開國論」への転回、第三、慶應元年の「沼山閑話」に示された「天」の觀念の変質に示される思想の宗教的傾斜の三期に分ける。(『横井小楠における天の觀念とキリスト教』、「アジア文化研究」第一一号、国際基督教大学、二〇〇一年、一〇四頁)
- (3) 源了圓氏は小楠は次のように驚きを記している。「近比夷人之情實種々『海國圖志』を読んで、小楠は次のように驚きを記している。「近比夷人之情實種々及吟味候處中々以前一ト通り考候とは雲泥之相違にて実に恐敷事に御座候」(安政二年九月十七日立花老岐宛書簡(二三四))。なお作品名の後の「(二三四)」であるのは山崎正董編「横井小楠」遺稿篇(昭和十三年、明治書院)。『遺稿篇』と略称)の頁数である。(以下本文も同じ)。
- (4) 「小楠堂詩草」(昭和四年、民友社)の「沼山閑居雜詩節七」では、「感懷」詩と同様、小楠自身が重要な詩として題の上に○印をつけている。
- (5) 「茶陽山樵妄批」と後書。横井家文書『畏齋先生詩集』所収「沼山閑居雜詩」。
- (6) 德永新太郎「横井小楠とその弟子たち」(昭和五十四年、評論社)の「II 小楠と廢帝論」は「沼山閑居雜詩節七」のそれぞれについて考察している。山崎正董「横井小楠」伝記篇(昭和十三年、明治書院)に七首の訳、他の三首の原文を載せる。
- (7) 内藤俊彦「横井小楠の『血統論』について」(『法制理論』第二六卷第四号、一九九四年、新潟大学)は「沼山閑居雜詩」の作成事情や第一首について考察する。
- (8) 「三代」とは夏・殷・周の三王朝をいう。古代の聖天子の堯(唐)・舜(虞)をつけて、「堯舜三代」「唐虞三代」ともいう。小楠は最初の頃は「三代」を用いる。小楠の「三代」については源了圓「横井小楠の『三代の学』における基本的概念の検討」(『アジア文化研究』別冊二、国際基督教大学、一九九〇年)がある。
- (9) 元田竹彦・海後宗臣編「元田永平文書」第一卷、昭和四十四年、二七頁。
- (10) 「三代」の語の初出は小楠の江戸遊學を詠んだ漢詩集『東游小稿』(天保十年。小楠三十一年)の「臘月念五日藤田子登招飲。列藩諸友在坐。賦七古一篇述志。痛加切磋是所願望」に、「上百三代下明清、及我皇朝治亂迹」(八六四)とある。ただこれは単に「三代から明清」という朝代を述べただけである。
- (11) 「御家中の風俗を正す事」は「遺稿篇」では割愛する。徳永洋「横井小楠『時務策』考」(近代の黎明と展開―熊本を中心に―、二〇〇〇年、熊本近代史研究会)に収録の「徳富蘇峰題『時務策』(一九〇〇)による。
- (12) 「見聞私記」については元田永平文書(国立国会図書館蔵)にも

『書見聞私記後』が収録されている。天保十四年十月の日付があり、末尾に荻昌国の評がある。会読の際の課題であったと思われる。元田の文中にも「以三代聖人為志」「三代之治」と「三代」の語が見える。

(13) 「遺稿篇」(六〇八頁)は年代不明とするが、平石直昭氏は弘化二年七月朔日と推定する。(平石直昭「横井小楠研究ノート—思想形成に関する事実分析を中心に—」『社会科学研究』第二四卷第五・六合併号、昭和四八年、二〇七頁)

(14) 「機密録」(「横氏大誤」)という松平慶永とみられる書き込みがある)には、嘉永二年十月松平慶永(春穂)の命を受け「朱学純粹の儒者」を探しに来熊、小楠の塾に二十日ほど滞在した三寺三作が福井に持ち帰った五点の小楠の著作が収められる。

それは「本庄一郎宛書簡『奉問条々』」「恭題泰勝公和歌巻後」「題見聞私記後」「諸葛武侯伝」「感懷(十首)」である。三点に「三代」が見える。これら五点の考察については野口「前掲論文」参照。

(15) 上杉鷹山について、小楠は天保九年『寓館雑志』でも称賛している。元田『還暦記』(前掲、三六頁)にも「南亭余韻を讀て鷹山公ノ德政に感服し」とある。

(16) 松平文庫本「感懷」(十首)は淇水文庫本の「感懷」(十首)に比べてこの一首のみ花立三郎氏は次のように述べる。小楠の本質は、「深く三代之道に達し、明に今日の事情に通じ」(安政三年十一月、越前藩士村田巳三郎にあてた小楠の手紙の一部、小楠四十七歳)という言葉にあると私は思つてゐる。彼は、「明に今日の事情に通じ」ていたために時代離れたした、こちこちの道学者にならず、「深く三代之道に達し」ていたために取り留めのない定見のない人たるをまぬかれたのである。この小楠の示す人物像は、経世家・執政家の理想像ではないだろうか。」(『横井小楠のすべて』、一九九八年、新人物往来社、一八頁)

(17) (一)は服部直道(倫太郎)写「小楠先生遺稿」(堤克彦校訂・解題、『近代熊本』第十三号、一九九二年、八五頁)による。

(18) (19) (20) (21) 山崎正董「横井小楠」伝記篇、昭和十三年、明治書院、三五一頁。

内藤俊彦氏「前掲論文」は「和田茶陽韻五首」を安政五年春の作として、「沼山閑居雜詩」の完成を安政五年春と推定するが、「和田茶陽韻五首」は内容・成立事情からして秋の作である。

山崎正董「横井小楠」伝記篇、昭和十三年、明治書院、三五一頁。

内藤俊彦氏は次のように述べる。「この少数の詩(『沼山閑居雜詩』)をいま特に問題とするのは、その中にかれと重要なかかわりをもつ詩があたかも集中しているかのように思われるからで、いわばかれの独自の思想を解く重要な鍵がそこに含まれている、と考えられるからである。例えはその最初の一首「嗟乎血統論」の詩によって、かれは廢帝をたくらむ國賊という烙印をおされた。また他の一首「西洋有正教」の詩によつて、かれは邪教を導入宣布する禦國奴だ、という折り紙を付けられた。この僅かな詩群のなかに、いわばかれの命取りともなるべきものが二つまでふくまれていたのであり、その他、不穏と受けとられたもので満たされている」(『横井小楠とその弟子たち』(前掲、一〇六頁))。

「(21) 『そういう彼が『海國圖志』アメリカ篇におけるワシントンが大統領の地位を自分の子ではなくアダムスに譲つたという記事を読んで、これこそまさに『堯舜の治』だとよろこび、當時、次の詩をつくつてゐる。『本詩』(源了圓「横井小楠における開国」と「公共」思想の形成)、『日本学士院紀要』第五七卷、平成十五年、水戸学における藤田幽谷・会沢正志斎・藤田東湖らと小楠の易姓革命に対する考え方(一六七頁)

方について、北野雄士氏は次のように述べる。「このように君臣間の名分的秩序を尊重する幽谷の立場からは、当然のことながら古代中国の『天』の思想と結びついている易姓革命の思想は否定され、むしろ日本に易姓革命がなかったことが日本という国の大いな特徴とされた。易姓革命の問題は、幽谷の弟子である正志齋や東湖にとても重要であった。正志齋も古来より日本で易姓革命がないことが日本の誇るべき特徴であると述べ、東湖は中国の堯舜三代の治世は大いに参考にすべきであるが、禪讓と放伐だけは学んではならないとして、易姓革命を強く否定している。これにたいして、小楠は思想的には易姓革命を肯定的だった。(中略)以上のように、小楠の思想には原理的には易姓革命を肯定する要素があったが、実際には天皇に対する易姓革命は念頭になかったと考えられる」(横井小楠と水戸学「修己」、政治、日本文明觀をめぐってー、「大阪産業大学論集」社会科学篇、一一四号、平成十二年、三九頁)。また、徳永新太郎「横井小楠とその弟子たち」(前掲書)の「II 小楠と廢帝論」を参照。

(23) 内藤俊彦氏(前掲論文、一〇五頁)も「血統論」の語句を將軍後繼問題と関連付けて差支えないであろう。小楠が当時の最も深刻な政治上の争点と関係付けずに「血統」の語を用いたと考えるのは、却つて不自然である」とする。

(24) 「沼山閑居雜詩」成立(安政四年春)の前年の安政三年十月、福井藩主・松平慶永が名古屋藩主徳川慶恕らに一橋慶喜を將軍繼嗣として推す旨を要請している。

(25) 佐藤享「幕末・明治初期語彙の研究」(昭和六十一年、桜風社、四〇〇頁)では江戸中期頃までの国書に指摘できる和製漢語として「血統」の語をあげる。したがつて「大漢和辞典」にはない。「日本国語大辞典」(小学館)では、*合巻・裾模様沖津白浪(一八二八)、浜松屋決断所の場「コレ、血統の体、親もこの儘切腹いたさば末代までの家名の穢れ」*和英語林集成(初版)(一八六七)「Ketto ケットウ 血統」*文明論之概略(一八七五)「福沢諭吉」「血統とは西洋の語にて『ライン』と云ふ」の例があげられている。

一般には「血脉」という語がよく用いられる。「天照大神ヨリ御血脉今ニ絶(たえ)セズ統タツ(嗣)ガセラレ候ラヘバ」(若林強斎「雜話筆記」)「日本思想体系「山崎闇齋派」、一九〇〇年、岩波書店、四六四頁)

(26) 「嗟乎血統論」は「ああ血統論」と山崎氏以来訓まるが、「血統論」という語彙があるわけではなく、小楠としては「血統」の「論議」というつもりで詠んでいると考えられるので、「血統の論」と訓んだ。

(27) 「論(去声願韻)」と「順(去声震韻)」は通韻。本詩のような換韻はバランスがとれていてなくてあまり見かけない。

(28) 正當な儒者を任ずる小楠からすれば易姓革命を肯定し、世襲制を否定するのは当然のことであつただろう。「万章曰く、堯は天下を以て舜に与うと。このこと有りしや。孟子曰く、否、天子も天下を以て人に与う能はず。然らば則ち舜の天下を有つは孰か之を与えしや。曰く、天之を与えたり」(孟子・万章篇)。夏無道にして殷之を伐ち、殷無道にして周之を伐ち、秦無道にして漢之を伐つ。有道の無道を伐つ此れ天理なり。従つて來たること久し」(春秋繁露 堕舜湯武)。日本の雰囲気からすれば大胆かもしれないが。元田はそこで「千年來の活眼、天理の実、易道の本に達する者にあらずんば言う能わざ」と批評する。

(29) 德富蘇峰監修「小楠先生遺墨集」(昭和十四年)三十一。

(30) 小楠と福井藩(松平慶永)との関係及び招聘にまつわるいきさつについては松浦玲氏の「横井小楠へ増補版」儒學的正義とは何か」(一九〇〇年、朝日新聞社、一三三〇一五二頁)が詳しい。

- (31) 荘部直氏は「書經」が堯舜の治道を述べるさい、「百工」に言及している部分については、すべて古注・新注ともに「工」を「官」と解しているが、「沼山対話」における「西洋の砲艦器械百工の精技術の功」という表現を考えあわせると、小楠は「百工」を、たとえば「中庸」第二十章「來百工則財用足」に見えるよう、諸工業の意味で読みかえていようである」と述べている。(「利欲世界」と「公共之政」一横井小楠・元田永孚、「國家學會雑誌」一〇四卷、一二二号、一九九一年、一四五頁)。
- (32) 小楠の富國策については荊部氏「前掲論文」及び山崎益吉氏「横井小楠の社会経済思想」(一九八一年、多賀出版)参照。
- (33) 小楠の君臣論及び福井藩における小楠と松平慶永との君臣関係については、北野雄士「研究ノート 松平慶永の小楠批判—君臣論を巡つてー」(横井小楠研究年報第3・4合併号、二〇〇七年)を参照。
- (34) 「沼山対話」(元治元年、九一一年)においても次のように言う。「太公望にも諸葛亮にも其初は皆手を出して救天下ことは不致候。全体古の聖賢は皆上に居て治められたり、故に賢人君子は本上にあげらること當然に候。然るに世道昏乱して賢路壅塞致候節は處變安命のことは又義の当然に候。」
- (35) 徳永新太郎「横井小楠とその弟子たち」(前掲、一三三頁)。
- (36) 徳永新太郎「横井小楠におけるキリスト教観は、源了圓(横井小楠)における天の觀念とキリスト教」(アジア文化研究)一号、二〇〇二年、国際基督教大學)、徳永新太郎「横井小楠とその弟たち」(前掲)の「I 小楠とキリスト教」など参照。
- (37) 小楠のキリスト教観は、源了圓(横井小楠)における天の觀念とキリスト教」(アジア文化研究)一号、二〇〇二年、国際基督教大學)、徳永新太郎「横井小楠とその弟たち」(前掲)の「I 小楠とキリスト教」など参照。
- (38) 「感懷一首」については、野口「前掲論文」に考察した。
- (39) 「人君愛民の道は是又専ら人気を以て、民の便利をはかり世話を致す事に候。」(元治元年「沼山対話」、九〇五年)
- (40) 日本思想体系「熊沢蕃山」、一九七一年、岩波書店、三四四頁。
- (41) 小楠と熊沢蕃山については、北野雄士「横井小楠による水戸学批判と蕃山講読—誠意の工夫論を巡つてー」(横井小楠研究年報)第2号、全国横井小楠研究会、二〇〇四年)参照。
- (42) 「畏齋先生詩集」では「閑我四方門、以通天下塞、明我国論是、以新人心失」の四句に圈点が打つてあり、元田の評は「天下治安の道は唯此の四句に在るのみ。何等の警策ぞ、何等の識眼ぞ」とある。
- (43) 「沼山閑居雜詩」の分析について、成立の安政四年當時(第二の転機時期)の小楠の思想・心情を探るために、資料はできるだけ安政四年以前のものを中心に、万延元年の「國是三論」あたりまでのものを用いた。